

2025年4月30日

各 位

会 社 名 株式会社IDホールディングス  
 代表者名 代表取締役社長 兼 グループ最高経営責任者  
 船越 真樹  
 (コード：4709 東証プライム)  
 問合せ先 常務執行役員 コーポレート戦略部長 原 尚子  
 (TEL. 03-3262-5177)

### 定款一部変更および補欠監査役選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年6月20日開催予定の第57期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更および補欠監査役の選任について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### I. 定款の一部変更について

##### 1. 変更の理由

- (1) 第21条の変更は、取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制を確立するため、取締役の任期を「2年」から「1年」に短縮するものです。
- (2) 第29条の変更は、会社法第329条第3項の規定に基づき現監査役4名のうち1名が退任した場合において補欠監査役の就任が可能となるよう、監査役の定員を「4名以内」から「4名」に限定するものです。
- (3) 第30条の変更は、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任議案の有効期間を定めるものです。
- (4) 第31条の変更は、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものです。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、効力発生日は、2025年6月20日とします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(任 期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	(任 期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 (現行どおり)
(員数) 第 29 条 当会社の監査役は <u>4名以内</u> とする。	(員数) 第 29 条 当会社の監査役は <u>4名</u> とする。
(選任方法) 第 30 条 (条文省略)	(選任方法) 第 30 条 (現行どおり)

<p>2 (条文省略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令及び定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(任期)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 <u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

## II. 補欠監査役の選任について

### 1. 選任の理由

監査役が法令または定款に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ています。

### 2. 補欠監査役候補者

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、重要な兼職の状況
<p>さかもと やすし 坂本 康 (1958年12月18日生)</p>	<p>2008年4月 当社入社</p> <p>2010年9月 当社人事部長</p> <p>2012年6月 当社執行役員</p> <p>2022年4月 当社常務執行役員</p> <p>2023年4月 当社シニアアドバイザー</p> <p>2024年4月 当社エグゼクティブアドバイザー (現任)</p>

以 上